

津市営浄化槽転換補助金交付要綱

令和6年3月27日津市上下水道事業訓第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市営浄化槽の計画的な整備を促進することにより、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るとともに、公衆衛生の向上及び生活環境の保全に資するため、津市上下水道事業の事務の執行に関する規程（平成18年津市水道事業管理規程第4号）の規定により準用する津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「単独処理浄化槽」とは、浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

2 この要綱において「くみ取便所」とは、し尿を便槽に貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便所であって、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条各号に掲げる基準に適合するものをいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「市営浄化槽転換補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、市営浄化槽の整備の対象となる区域において、居住する住宅の単独処理浄化槽又はくみ取便所の使用を廃止し、市営浄化槽への入れ替え（以下「転換」という。）を行う者で、市税を滞納していないもの（生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号に規定する生活扶助を受けている者を除く。）に対し、当該転換に係る工事（以下「転換工事」という。）に要する費用（以下「転換費用」という。）を対象として、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、次の各号に掲げる転換工事の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とし、予算の範囲内において、これを交付するものとする。

- (1) 単独処理浄化槽の撤去工事 単独処理浄化槽の撤去工事に要する額（当該額が12万円を超えるときは、12万円）
- (2) 便槽の撤去工事又は単独処理浄化槽から雨水貯留槽等に再利用するための工事 便槽の撤去工事又は単独処理浄化槽から雨水貯留槽等に再利用するための工事に要する額（当該額が9万円を超えるときは、9万円）
- (3) 配管工事 転換に伴う配管工事に要する額（当該額が6万円を超えるときは、6万円）

2 前項各号の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請の期限）

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、転換工事に着手する日の前日とする。

（添付書類）

第7条 規則第3条第1項第4号の上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 転換費用に係る見積書の写し
- (2) 単独処理浄化槽又はくみ取便所の配置図及び配管図面
- (3) 単独処理浄化槽又はくみ取便所が確認できる写真
- (4) 住宅の賃借人が申請する場合にあっては、土地所有者の承諾書
- (5) 市税の納税証明書
- (6) 単独処理浄化槽の使用を廃止しようとする者にあつては、単独処理浄化槽を使用していることを証する書類
- (7) くみ取便所の使用を廃止しようとする者にあつては、くみ取便所を使用していることを証する書類
- (8) 工事計画の内容が分かる書類
- (9) その他管理者が必要と認める書類

（実績の報告）

第8条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、転換工事が完了した日から起算して60日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 転換費用に係る領収書の写し
- (2) 撤去工事によって単独処理浄化槽の使用を廃止した者にあつては、単独

処理浄化槽廃止届出書の写し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し、単独処理浄化槽の清掃実施が確認できる書類並びに単独処理浄化槽の撤去工事及び配管工事の状況を示す写真

(3) 雨水貯留槽等に再利用するための工事によって単独処理浄化槽の使用を廃止した者にあつては、単独処理浄化槽廃止届出書の写し、単独処理浄化槽の清掃実施が確認できる書類並びに単独処理浄化槽から雨水貯留槽等に再利用するための工事及び配管工事の状況を示す写真

(4) くみ取便所の使用を廃止した者にあつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し、便槽の清掃実施が確認できる書類並びに便槽の撤去工事及び配管工事の状況を示す写真

(5) その他管理者が必要と認める書類
(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この訓は、令和6年4月1日から施行する。

2 この訓の施行前に津市営浄化槽転換補助金交付要綱（平成27年津市訓第43号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この訓の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。